

答申（公表用）

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、「B組合組合員の財産権がC組合解散認可処分とともに取り消されたことの関連資料」（以下「本件請求内容」という。）との開示請求を行ったが、実施機関が異議申立人に本件請求内容について再確認したところ、「B組合は1法人が宅地の所有権者として〇〇が認可された。解散認可時の権利者は、1法人であったのか、組合員の権利は取り消された行政処分がなされているのかが判明する文書」との回答を得たものである。

これに対し実施機関は、「開示請求の対象としている文書は、B組合の内部情報に係る書類であり、県への提出義務もなく、提出もされていないので、当該公文書は存在しません。」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年10月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「異議申立人に対して行った公文書不開示決定処分を取り消すとの決定を求めます。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人から口頭による意見陳述の申立てがあったが、本事案については、本件異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに実施機関の処分理由説明に基づき調査審議を慎重に行っており、本事案の争点も整理されていることなどから、本件異議申立てに係る対象公文書の開示・不開示の審査に当たって、改めて意見を聴取する必要はないと認められるため、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第10条第1項ただし書きの規定に基づき、口頭による意見陳述の機会を付与しなかった。

ア 行政処分は、関係権利者に説明責任がある。基本的人権保護のため行政情報は開示することを求める。

イ 鹿児島県知事が建設大臣に提出した弁明書は事実とは異なる鹿児島市長の報告による虚偽文書となっている。

ウ 公文書不開示決定通知書において「〇〇計画認可申請書及び鹿児島県知事が認可した〇〇計画に係る起案文書」等は平成11年度に保存期間を経過したため廃棄したと不開示理由を述べているが、行政責任を放棄した違法がある。

エ C組合の設立から解散まで知事が全ての行政責任を負うものである。

オ 公益通報者保護法は、公共利益の擁護を目的として違法行為、不正行為の通報者を保護する目的で制定されているが、陳情書等が提出され、違法行為、不正行為があれば行政庁は不正をたえず努力、犯罪については告発する責務がある。

カ 〇〇計画が違法な施行のまま解散認可の行政処分が行われたことが、異議申立ての原因である。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 開示請求に係る公文書について

異議申立人は、次の文書について開示請求を行った。

「B組合組合員の財産権がC組合解散認可処分とともに取り消されたことに関連資料（B組合は1法人が宅地の所有権者として〇〇が認可された。解散認可時の権利者は、1法人であったのか、組合員の権利は取り消された行政処分がなされているのかを判明する文書）」

#### (2) 不開示決定の理由

##### ア C組合について

C組合は、〇〇事業を施行する施行者である。

##### イ B組合について

B組合は、〇〇事業において同組合所有地及び同組合所有地上に存在する全ての建物の権利者としてC組合に一組合員として参加していたものである。

##### ウ 県について

県は、組合の施行する〇〇事業に係る認可、承認を行う処分庁であり、B組合を

一権利者とした〇〇計画を認可した。

なお、開示請求書の「B組合員の財産権がC組合解散認可処分とともに取り消された」については、手続き上、県はC組合の解散認可を行うことになっているが、B組合の組合員の財産権を取り消す行政処分を行うことにはなっておらず、現にそのような行政処分を行っていない。

エ 不開示とした理由について

県は、B組合を一権利者とするC組合の〇〇計画の認可及びC組合の解散認可を行っているが、これら認可において、B組合の財産権を取り消す処分を行っていないことから、開示請求の対象とした文書は、C組合の一組合員であるB組合と当該組合員との内部情報に係る書類であると考えられる。

また、当該書類については、県への提出義務もなく、提出もされていないので、当該公文書は存在しないことから不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年10月31日	諮問を受けた。
11月14日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月21日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成19年6月28日	諮問の審議を行った。
7月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月20日	諮問の審議を行った。
9月10日	諮問の審議を行った。
10月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア C組合等について

(ア) C組合について

〇〇事業を施行する施行者である。

(イ) B組合について

〇〇事業において、B組合所有地及び同所有地上に存在する全ての建物の権利者としてC組合に参加するC組合の一組合員である。

(ウ) 県について

組合の施行する〇〇事業に係る認可、承認を行う処分庁であり、B組合を一権利者としたC組合に係る〇〇計画を認可している。

また、県はC組合の解散認可を行う権限を有するが、C組合の解散認可におい

てB組合の組合員の財産権を取り消す行政処分を行う権限はなく、現にそのような行政処分を行っていない。

イ 本件請求内容に係る文書の内容及び性格

本件請求内容に係る文書は、上記3の(1)のとおりであるが、実施機関はC組合の解散認可を行う権限は有するものの、C組合の一組合員であるB組合の組合員の財産権に関する処分を行う権限はなく、現に処分を行っていないことから、実施機関の説明のとおり、C組合の一組合員であるB組合と同組合の組合員に係る情報が記載されたものであると認められる。

ウ 本件請求内容に係る公文書の存否

以上のことから、本件請求内容に係る文書に記載される情報は、B組合内部の情報であり、これについて、県への提出義務はなく、提出もされていないので、当該文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、念のため、当審査会の事務局職員をして、文書管理の状況や公文書の実際の保存状況を確認させたところ、実施機関の説明のとおり状況であったことから、本件請求内容に係る文書は存在しないものと認められる。

エ その他の主張

異議申立人は、C組合の設立から解散まで知事が全ての行政責任を負うものである等についても主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。